

茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会  
茅ヶ崎市教育委員会

もし、子どもがいじめられたら／いじめたら【概要版】

1 はじめに

この書面は、茅ヶ崎市が保護者向けの参考資料として作成した「もし、子どもがいじめられたら／いじめたら【詳細版】」のポイントを抜粋してまとめた【概要版】となります。

※【詳細版】は、茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会の第3期答申書と併せてインターネット上に公開されています。また、各学校のHP上にも外部リンクがあります。

2 お伝えしたいことの概要

|             | いじめを訴えた子の保護者   | いじめを訴えられた子の保護者   |
|-------------|--|--|
| いじめ調査に対する姿勢 | 調査結果がどうなるか分からない段階から、調査に協力し、さらなるエスカレートと再発を防ぐことで、子どもを守り抜くという姿勢   | 調査には応じ、謝るべきところは謝り、その上で、自分の言い分を隠さず学校に伝えようと子どもの背中を押す姿勢   |
| 行動してほしい内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前提として、調査組織には、できることとできないことがあることを理解する。</li> <li>・学校対応への要望や、不安なことは、こまめに学校と情報共有する。</li> <li>・調査結果にかかわらず、再発の訴えがあれば、調査組織の窓口に随時連絡・通報する。</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前提として、調査組織には、できることとできないことがあることを理解する。</li> <li>・本人が明らかに認めた事実などは、早期に謝罪する方向で対応する。</li> <li>・本人の言い分が疑わしい場合、間違いがないのか、保護者の立場で働きかけをする。</li> </ul>                                   |
| 控えてほしい内容    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査中に、本人の言い分を細かく聞き取る。</li> <li>・加害側へ攻撃的な態度をとる。</li> <li>・調査で子による加害が認められても、いじめを訴えた側であることを理由に謝罪を行わない。</li> <li>・調査で裏付けが取れなかった部分について、過度の責任追及を続け、噂を広める等の行為をする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査中に、本人の言い分を細かく聞き取る。</li> <li>・本人の言い分を十分に聞かない段階で、謝罪を強制する。</li> <li>・いじめを訴える側から加害を受けたことがあることを理由に、調査・指導・謝罪を拒否する。</li> <li>・調査で裏付けが取れなかった場合に、加害者扱いをされたと噂を広める等の行為をする。</li> </ul> |

### 3 どの保護者にも知っていただきたいこと

- ◆ された側が少しでも痛い・不快と感じたら「法律上のいじめ」です。法律上のいじめと、社会通念上のいじめは大きくその範囲が異なります。
- ◆ いじめ事案への指導（再発防止）で大切なことは、厳しく叱ることではなく、本人に気持ちの適切な対処方法を身に付けさせることです。
- ◆ 指導は、前提となる事実が調査で明らかになってから行います。その調査結果が出る前段階でも、学校は、再発防止に向けた見守りや、子どもたちへの支援を行います。
- ◆ 子どもの記憶・認識は周囲の影響を受けやすいです。専門的な聞き取りを行わないと、真実が分からなくなってしまう（子どもの記憶・認識が変わってしまう）危険性があります。

### 4 「お子様がいじめられている」ときに特にご協力・ご理解いただきたいこと

- ◆ 些細に思える出来事でも、抱え込まずに、学校に報告・相談をしてください。
- ◆ お子様の訴えが必ず認められるわけではありません。しかし、同じことが起きないよう見守り、支援をしていくことは、教育委員会も学校も約束します。
- ◆ 相手方とは、冷静な話し合いを心がけてください。それこそが、「気持ちに対する適切な対処」に関する、子どもたちへの何よりのお手本になります。

### 5 「お子様がいじめられている」ときに特にご協力・ご理解いただきたいこと

- ◆ 学校や教育委員会が、頭ごなしに謝罪をさせることは絶対にしません。加害側と言われても、遠慮せず、お子様自身に言い分をしっかりと話させてください。教育委員会も学校も、本人が気持ちを正直に話してくれることを願っています。
- ◆ 相手方とは、冷静な話し合いを心がけてください。それこそが、「気持ちに対する適切な対処」に関する、子どもたちへの何よりのお手本になります。

### 6 おわりに

学校の対応等について疑問が生じた際は、是非、この概要版及び詳細版を参考にしながら学校と議論をし、疑問を解消してください。そのようなご意見をいただくことが、教育委員会及び学校のより適切ないじめ対応につながると考えています。また、いじめ事案が発生する前にそのような議論を重ね、保護者の皆様と信頼関係を構築していくことが、より円滑に充実しいじめ対応を行っていく上で重要であると考えています。